



Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

1 表示・包装の適正化

- (1) 表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター）

◎

対象品目の表示（単位価格）について、特に問題が認められなかった。

- (2) 包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター）

◎

対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。

- (3) 過剰包装の自粛（環境局減量推進課）

◎

市内の大手スーパー・ショッピングセンター・商店街等の店舗に対し、過剰包装自粛及びレジ袋削減の推進への協力を要請した。

中元時期 1,927 件

歳暮時期 2,033 件

- (4) 食品表示の適正化の推進（健康福祉局保健医療政策部健康増進担当・食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所・区役所）

- ① 食品表示法に基づく監視指導

(4)①については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う食品等事業者及び本市職員双方の感染リスク低減並びに関係機関の体制整備に資するため、食品等検査を縮小して実施したため、評価が①になっています。

①

表示検査件数 60,890 件

指導数（口頭説諭等） 183 件

指示・命令 0 件

- ② 健康増進法及び食品表示法に基づく適正化の推進

◎

栄養成分表示事前相談 26 件

栄養成分表示違反指導 1 件

虚偽・誇大広告事前相談 1 件

虚偽・誇大広告違反指導 0 件

- (5) 包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター）

◎

対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。

- (6) 自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター）

◎

対象となる自動販売機の設置について、特に問題は認められなかった。

- (7) アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター）

◎

対象品目の保証表示について、特に問題が認められなかった。

Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

令和３年度の実績

実績
評価

(8) 家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）

対象品目、９３品目のうちの一部について立入検査を実施したが、特に注意が必要な店舗はなかった。

立入検査	７回（９月１回・２月４回・３月２回）
立入店舗数	１０店舗
検査品目数	３５品目

◎

２ 計量の適正化（経済労働局消費者行政センター）

(1) 特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査

特定計量器定期検査実績

検査戸数	検査機器数	適正機器数	適正率(%)
1,051	3,306	3,249	98.3

◎

(2) 特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等

立入検査等実績

	事業者数	検査等件数	適正件数	適正率(%)
はかり	35	117	107	91.5
有効期間のある 特定計量器	58	698,728	697,279	99.8
合計	93	698,845	697,386	99.8

◎

※有効期間のある特定計量器：電気・水道・ガスメーター・燃料油メーターなど

(3) 商品量目立入検査

立入検査実績

事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
31	898	887	98.8

※全国一斉量目立入検査、大規模生産事業所立入検査、他（臨時）

◎

(4) 商品量目試買検査

試買検査実績

事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
8	54	46	85.2

◎

(5) 計量展示室の公開

来場者数 約 １５０人

◎

Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

令和３年度の実績

実績
評価

(6) 適正計量の普及・啓発

①

市内事業所の計量管理及び品質管理の推進を図るため、計量管理強調月間運動の展開、講演会及び研究発表会等を実施した。

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 計量管理強調月間運動 | 11月1日～30日 |
| ② 正量取引強調月間運動 | 7月・12月 |
| ③ 計量管理推進大会 受講者 | 中止 |
| ④ 計測技術講習会 受講者 | 10人 |
| ⑤ 計量教室 | 22人 |
| ⑥ 講演会 | 1回 |
| ⑦ 工場・施設見学会 | 1回 |
| ⑧ 機関誌「川崎計管」の発行 | 3回 |

3 不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター）

(1) 事業者との情報交換及び改善の推進

③

事業活動の適正化に向けて、販売事業者等との情報交換を行うとともに必要に応じて法令等の遵守を求めた。

(2) 不適正な取引行為の禁止

③

神奈川県・3政令市による事業者指導担当者会議に出席し、情報収集・情報交換や協議を行った。

(3) 広域的な被害拡大防止及び未然防止

③

近隣自治体及び関係機関との連携により、広域的な消費者被害の未然防止及び拡大防止に努めた。